

第3次周南市まちづくり総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、第3次周南市まちづくり総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第3次周南市まちづくり総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第3次周南市まちづくり総合計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

(5) 業務に要する費用（提案上限額）

7,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3. 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「アンケート等調査・分析」又は「計画策定」に登録されていること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年2月28日までに提出し、受付が完了していること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和5年4月18日（火）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロードすること。また、企画部企画課でも配付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式3）

イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

ウ 履行実績調書（様式4）

エ 業務実施体制（様式9）

② 提出期限

令和5年4月19日（水）から令和5年5月1日（月）12時必着

③ 提出場所

周南市企画部企画課 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ プレゼンテーション及びヒアリング実施対象者の選定

応募者が5者未満の場合は、全ての応募者をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。また、応募者が5者以上の場合は、業務実績件数の多い方から4者程度をプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者とする。応募者に業務実績件数を同じくする者がある場合は、業務実施体制において業務に従事する者の数の多い方から順にプレゼンテーション及びヒアリング実施対象者を選定する。

⑦ 参加資格確認結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書

応募者に対し、令和5年5月1日（月）に電子メールにて参加資格審

査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書【様式7】により通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和5年4月18日（火）から令和5年4月25日（火）17時必着（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出先メールアドレス

企画課 E-mail : kikaku@city.shunan.lg.jp

(4) 回答方法

令和5年4月27日（木）に本市ホームページで公開する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類と部数

ア 企画提案書 表紙1部、正本1部、副本10部

様式、縦横の向き、ページ数は自由だが、A4サイズとすること。A3の折込は可。副本には、企画提案社の企業ロゴやブランド名など、企画提案社が認識できるものを記載しないこと。

イ 参考見積書 正本1部、副本10部

様式は自由とするが、正本のみに企業名及び代表者名の記載、並びに代表者印を押印すること。積算にあたっては仕様書「4.業務内容」の内容ごとに行い、それぞれの項目の内訳金額を記載すること。

(2) 提出期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月19日（金）12時必着（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。ただし、提出期間の最終日は12時までとする。）

(3) 提出場所

周南市企画部企画課 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

直接持参または郵送。

7. プレゼンテーション

以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。

(1) 開催予定日

令和 5年 5月 24日 (水) 予定

(2) 開催予定場所

周南市役所庁議室 (周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所4階)

(3) 実施要領

ア 事業者の出席者は3人までとする。

イ プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの時間は1社45分以内(説明25分、質疑20分)を予定。

(4) 機材について

プロジェクター、スクリーンは本市で用意するがパソコンその他必要な物品は参加事業者が用意する。

(5) 注意点

プレゼンテーションにおいて、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、口頭で説明したりしないようにすること。

8. 審査方法

(1) 企画提案書及びプレゼンテーションは本市が設置する「周南市第3次まちづくり総合計画策定支援業務プロポーザル評価会」(以下「評価会」という。)の評価者が採点・審査する。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。

(2) 評価者1人当たり100点満点、評価者5名による合計500点満点で、各評価者の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各評価者の採点の合計点で300点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。

(3) 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

(4) 審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けないこととする。

(5) 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

9. 評価基準

企画提案書・プレゼンテーションを以下にしたがって評価する。

評価項目 (配点)	評価対象	評価基準	配点
組織体制の 評価 (15点)	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5
	過去の実績	過去の同種業務実績について。	5
	業務内容の理解度	業務の趣旨を十分に理解し、中立的かつ客観的な方針をもって業務を遂行できるか。	5
業務実施方 針及び手法 (80点)	社会の潮流と基本認識についての調査分析	社会情勢を踏まえた本市の課題の整理及び分析の手法について、具体的かつ分かりやすい提案がなされているか。	5
	地域経済の動向に関する調査分析	人口減少が本市の地域経済に与える影響について、本市の特性を踏まえた調査手法・結果分析等、提案内容が具体的かつ分かりやすく示されているか。	15
	市民の意識の調査分析	市民の意識を把握するための調査項目等について、明確な考え方を有し、調査・分析の結果を基に本市の課題を分析するための適切な提案がなされているか。	15
	人口の将来推計に必要な情報の収集、整理、分析	人口ビジョンを作成するにあたり、考え方や提案内容が具体的かつ論理的に示されているか。	10
	総合計画の構成や体系案に関する助言、提案	デジタル田園都市国家構想総合戦略等、国・県が策定する計画を踏まえるとともに、事業者が有する独自のノウハウを生かし、総合計画と総合戦略の一体的な作成に向けて、計画の構成や体系案に関して、本市に助言、提案を行う手法が具体的かつ分かりやすく示されているか。	20
	独自提案	業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案があるか。	10
	プレゼンテーション能力	提案内容の的確な説明及び質疑に対する的確な回答ができたか。業務への意欲や積極性はあるか。	5
価格 (5点)	見積価格による評価	5点×最低提案価格／提案価格 ※小数点四捨五入	5

10. 結果の通知(予定)

令和5年5月25日(木)に、もっとも優れた企画提案者として選定された企画提案書の提出者に対し「特定通知書」により通知し、選定されなかった企画提案書の提出者に対しては「非特定通知書」により通知する。また、通知後に本市ホームページで、特定された受託候補者名、評価点及び選定理由を公表する。

11. 非特定理由の説明請求

非特定の通知を受けた参加事業者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日(ただし、休日を除く。)以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができる。

- (1) 様式 自由(A4)
- (2) 提出先 周南市企画課企画担当
- (3) 提出方法 持参または郵送(期間内必着。郵送の場合は簡易書留)

12. プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年4月18日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年4月18日(火)から 令和5年4月25日(火)17時必着
③ 参加表明書の提出期限	令和5年5月1日(月)12時まで
④ 参加表明者の参加資格確認結果の通知	令和5年5月1日(月)発送予定
⑤ 企画提案書等の受付期間	令和5年5月8日(月)から 令和5年5月19日(金)12時必着
⑥ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和5年5月24日(水)予定
⑦ 選定結果の通知	令和5年5月25日(木)予定
⑧ 業務委託契約の締結	令和5年6月1日(木)予定
⑨ 選定結果等の公表	令和5年6月1日(木)予定

13. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

本市は、優先交渉権者を本事業に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、事業の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び契約が締

結できない場合には、2番目に評価点の高い参加事業者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。

ア 優先交渉権者が、本要領「3. 参加資格」に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

イ 優先交渉権者が、特定後に本要領「14. 失格事項」のイ又はオに該当して失格となったとき。

ウ 優先交渉権者から見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

エ 優先交渉権者が本事業の契約を辞退したとき。

(2) 事業の仕様及び実施条件

ア 本事業の仕様については、別紙業務仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、双方協議の上、定めるものとする。

イ 本事業の仕様決定に当たり、最優秀者に対し事業の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

14. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 「6. 企画提案書等の作成及び提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 見積額が提案上限額を超えている場合

エ プレゼンテーションに参加しなかった場合

オ その他本要領の定めに反した場合

15. その他

(1) 参加に係る一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はその責めを負わない。

(3) 提出された企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。

(4) 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書等の追加、変更はできないものとする。

(5) 企画提案書等の作成に当たっては、「6. 企画提案書等の作成及び提出」の内容を確認の上、作成すること。

(6) 提出された企画提案書等は返却しない。

(7) 提出された企画提案書等は提出者に無断で本プロポーザル以外には使用

しない。また、公表しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。

(8) 提案者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。

(9) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(10) 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位又は本市が認めた単位に限るものとする。

(11) 各様式の記載欄の大きさ等については、記載量により適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。

(12) 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。

(13) 本市からの疑義照会及び追加資料については、提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本市から企画提案書等の内容についての疑義照会又は追加資料の提出を求めることができる。

(14) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により、担当課へ届け出ること。

(15) 契約手続等

選定した提案者との契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第15号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

16. 担当課

担当：周南市企画課企画担当

住所：〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話：0834-22-8478 FAX：0834-22-8224

E-mail:kikaku@city.shunan.lg.jp